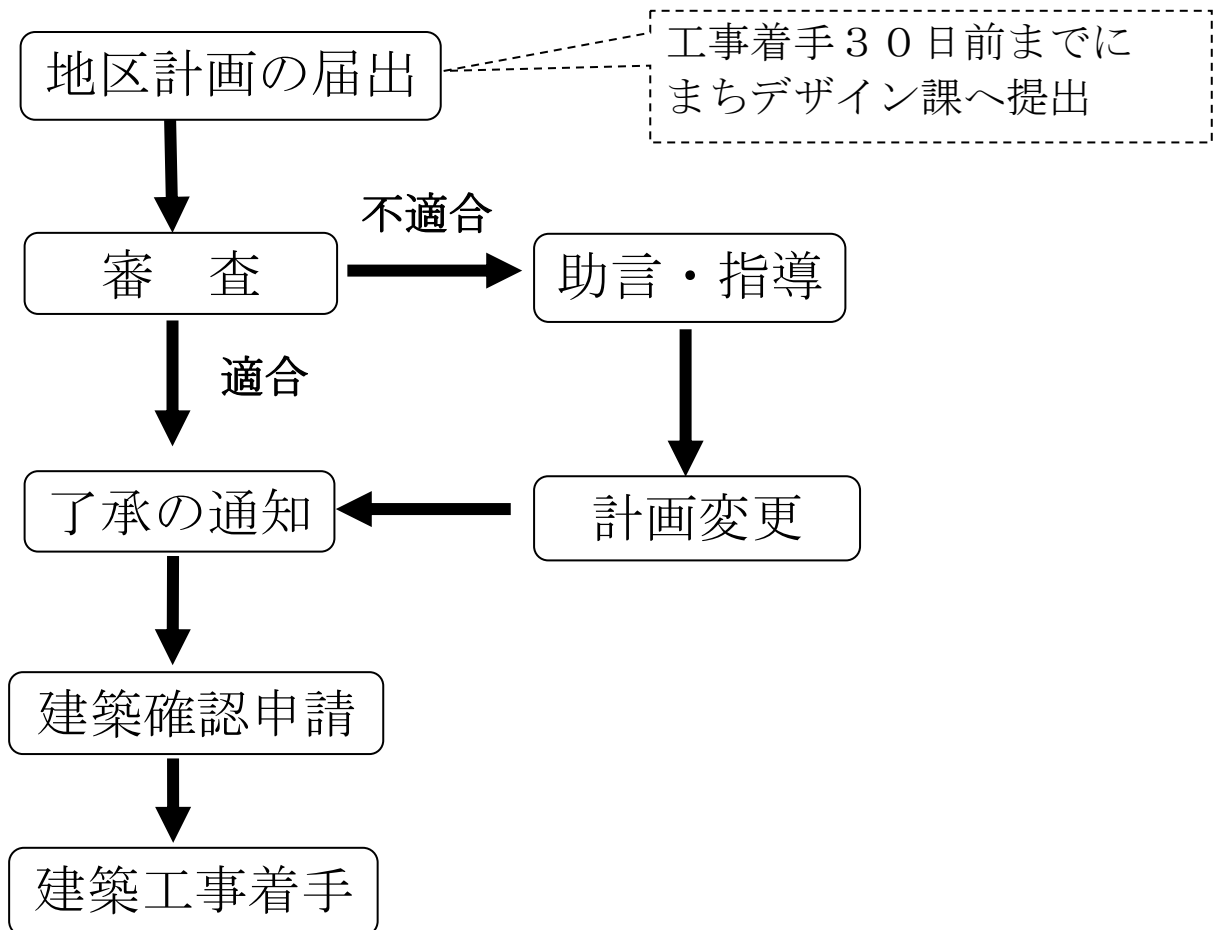


■ 地区計画の届出の流れ

次のような行為をするときは届出が必要です。(都市計画法第58条の2第1項)

- ・土地の区画形質の変更
- ・建築物の建築又は工作物の建設
- ・建築物等の用途の変更
- ・建築物等の形態又は意匠の変更
- ・木竹の伐採



新しく建物や工作物を建設する場合の記入例

地区計画の区域内における行為の届出書

平成 年 月 日

市窓口へ届いた
日が入ります

これらの行為
をするときは、
届出をしてくだ
さい。建築確認が
不要な工作物等
も届出は必要
です。

（あて先） 小 松 市 長

届出者 住 所 小松市**町**番地

氏 名 都市 けい

都市

都市計画法第 58 条の 2 第 1 項の規定に基づき、

- (1)土地の区画形質の変更
- (2)建築物の建築又は工作物の建設
- (3)建築物等の用途の変更
- (4)建築物等の形態又は意匠の変更
- (5)木竹の伐採

について、下記により届出します。

法人の場合は代表者名

地番を書いてください

記

1 行為の場所 小松市 ** 町 ** 番地

2 行為の着手予定日 平成 * 年 * 月 * 日

3 行為の完了予定日 平成 * 年 * 月 * 日

4 設計又は施行方法

30 日前まで
に提出してく
ださい。

(1)土地の区画形質の変更		区域の面積			m ²
工作物の建設 建築物の建築又は 工作物の建築又は	(2)	(イ)行為の種別(建築物の建築) 工作物の建築物の建築(新築・改築・増築・移転)			
	(ロ)設計の概要		届出部分	届出以外部分	合 計
		(イ)敷地面積			####.## m ²
		(ii)建築又は設計面積	####.## m ²	####.## m ²	####.## m ²
		(iii)延べ面積	####.## m ²	####.## m ²	####.## m ²
		(iv)高さ	(v)用途 専用住宅、車庫		
	地盤面から ##.## メートル	(vi)垣又はさくの構造 生垣			
(3)建築物等の用途の変更	(イ)変更部分の延べ面積	(ロ)変更前の用途		(ハ)変更後の用途	
	m ²	m ²		m ²	
(4)建築物等の形態又は意匠の変更		変更の内容			
(5)木竹の伐採		伐採面積 m ²			

今回、建築又
は建設する
ものの用途
を記入して
ください。

〔備考〕

- 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 同一の土地の区域について 2 つ以上の種類の行為を行おうとするときは、1 つの届出書によることができる。

※連絡先 住所：
TEL：

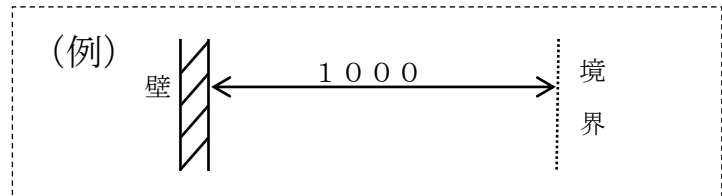
届出内容の問い合わせや、了承通知の
交付の際の連絡先を書いてください。

- ・ 本書に次ページの図書を添付して提出してください。
- ・ 提出後、届出内容が変更になる場合は、変更届を提出してください。（30 日前までに）
- ・ 届出用紙は市役所窓口まで。又は、ホームページからもダウンロードできます。

■届出に添付する図書

1 建築物の配置図

＊ 地区計画の内容に応じ、道路境界線及び隣地境界線から壁面までの後退距離を明示してください。



2 建築物の付近見取図

3 建築物の平面図、立面図及び断面図（立面図は着色してください）

4 面積算定根拠となる、丈量図又は求積図

5 垣、さく及び石積み等を設置する場合は、その構造図

6 屋外広告物等を設置する場合は、その構造図

7 敷地の高低差が大きい場合は、建築物の縦断面図及び横断面図

8 敷地が他人の所有である場合は、土地使用承諾書

9 届出書について代理人をおいている場合は、委任状

10 その他必要な書類

地区計画の区域内における行為の届出書
届け出に添付する図書

を1部、

まちデザイン課窓口へ提出してください。